

社会通信教育の廃止について（報告）

令和 7 年 3 月 2 8 日付で、下記の社会通信教育の廃止に係る申請について、生涯学習分科会運営規則第 2 条第 1 項に基づき生涯学習分科会の議決を行い、それに基づいて認定等を適当と認める旨の答申がなされた。

	申請団体名	課程名
廃止	学校法人 川口学園	早稲田速記講座専門課程
		早稲田速記講座速習課程
	学校法人 大志学園	きもの通信講座一般コース
		きもの通信講座上級コース

〈参考〉

生涯学習分科会運営規則（令和三年五月三十一日中央教育審議会生涯学習分科会決定）

（書面による議決）

第二条 分科会長は次の各号に掲げる場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果を持って分科会の議決とすることができる。

一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条に定める通信教育の認定又は同法第五十五条に定める認定を受けた通信教育の廃止若しくは条件の変更の認可に関する議事の場合

二 前号のほか、やむを得ない理由により分科会の会議を開く余裕がない場合

2 前項の規定により議決を行った場合は、分科会長が次の会議において報告しなければならない

中教審第255号
令和7年3月28日

文部科学大臣
阿部 俊子 殿

中央教育審議会
会長 橋本 雅博

通信教育の廃止について（答申）

令和7年3月25日付け6文科教第2133号で諮問されたことについては、これを適当と認めます。

6 文科教第 2 1 3 3 号

中 央 教 育 審 議 会

通信教育の廃止について、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 5 5 条第 2 項において準用する第 5 1 条第 3 項の規定に基づき諮問します。

令和 7 年 3 月 2 5 日

文部科学大臣 阿部 俊子

文部科学省認定社会通信教育 申請概要

1. 廃止の申請(2団体4課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
学校法人 川口学園	早稲田速記講座専門課程	本課程は、広く速記を学習しようとする者に、文部科学省後援「速記技能検定」の1級程度の技能水準に到達できる速記の理論と技術を習得させることにより、専門速記および事務技術の分野で速記技能を活用できる人材を養成するとともに、速記の普及をはかることを目的とする。
	早稲田速記講座速習課程	本課程は、広く速記を学習しようとする者に、文部科学省後援「速記技能検定」の3級程度の技能水準に到達できる速記の理論と技術を習得させることにより、主として事務技術の分野で速記能力を活用できる人材を養成するとともに、速記の普及をはかることを目的とする。
学校法人 大志学園	きもの通信講座一般コース	今日の生活にふさわしい新しい生活教養としての和装の知識と技能を修得させることを目的とする。
	きもの通信講座上級コース	高級和装、礼装を主とする各種のきもの、絹布の扱い方および和装コートを中心に和装の高度な技術と知識を修得する。

文部科学省認定社会通信教育 廃止申請

【廃止】

Ⅱ. 学校法人川口学園

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和44年7月14日
2. 所在地 東京都豊島区高田3-11-17
3. 目的
 学校教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い社会の発展に積極的に貢献しえる人材を育成する。

(2) 廃止しようとする課程の概要

①早稲田速記講座専門課程

1. 認定年月日 昭和46年2月4日
2. 通信教育の目的
 本課程は、広く速記を学習しようとする者に、文部科学省後援「速記技能検定」の1級程度の技能水準に到達できる速記の理論と技術を習得させることにより、専門速記および事務技術の分野で速記技能を活用できる人材を養成するとともに、速記の普及をはかることを目的とする。
3. 修業期間 12か月
4. 廃止の理由 近年、受講生の減少が続いており、現状の事業規模では、受講生に将来にわたって満足いただけるサービス、テキストの改善、指導体制の充実等が難しい。
5. 受講者の措置 令和4年7月31日をもって新規入学者の募集を停止しており、令和6年7月31日で全ての受講生の指導期間は終了している。本講座については、廃止の許可があり次第、廃講とするが、受講者から課題が提出されてきた場合には責任をもって添削指導を行う。
6. 廃止の時期 文部科学大臣より廃止が許可され次第

②早稲田速記講座速習課程

1. 認定年月日 昭和46年2月4日
2. 通信教育の目的
本課程は、広く速記を学習しようとする者に、文部科学省後援「速記技能検定」の3級程度の技能水準に到達できる速記の理論と技術を習得させることにより、主として事務技術の分野で速記能力を活用できる人材を養成するとともに、速記の普及をはかることを目的とする。
3. 修業期間 6か月
4. 廃止の理由 近年、受講生の減少が続いており、現状の事業規模では、受講生に将来にわたって満足いただけるサービス、テキストの改善、指導体制の充実等が難しい。
5. 受講者の措置 令和4年7月31日をもって新規入学者の募集を停止しており、令和6年7月31日で全ての受講生の指導期間は終了している。本講座については、廃止の許可があり次第、廃講とするが、受講者から課題が提出されてきた場合には責任をもって添削指導を行う。
6. 廃止の時期 文部科学大臣より廃止が許可され次第

IV. 学校法人大志学園

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和36年6月3日
2. 所在地 東京都新宿区西早稲田2-1-27
3. 目的
教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校を設置することを目的とする。

(2) 廃止しようとする課程の概要

①きもの通信講座一般コース

1. 認定年月日 昭和38年12月13日

2. 通信教育の目的

今日の生活にふさわしい新しい生活教養としての和装の知識と技能を修得させることを目的とする。

3. 修業期間 12か月

4. 廃止の理由 現在募集を停止しており再開のめどがつかないため。

5. 受講者の措置 平成25年10月から募集を停止しており、全ての受講者の学習期間は終了しているため、対象となる受講者はいない。

6. 廃止の時期 文部科学大臣より廃止が許可され次第

②きもの通信講座上級コース

1. 認定年月日 昭和46年12月7日

2. 通信教育の目的

高級和装、礼装を主とする各種のきもの、絹布の扱い方および和装コートを中心に和装の高度な技術と知識を修得する。

3. 修業期間 12か月

4. 廃止の理由 現在募集を停止しており再開のめどがつかないため。

5. 受講者の措置 平成25年10月から募集を停止しており、全ての受講者の学習期間は終了しているため、対象となる受講者はいない。

6. 廃止の時期 文部科学大臣より廃止が許可され次第

通信教育について

学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校（後期課程）の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育（学校教育法）

社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育
(社会教育法第49条)

〔定義〕 通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。（社会教育法第50条）

文部科学省認定社会通信教育

実施主体：
学校、一般社団法人、一般財団法人

○社会教育法

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。

2（略）

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

非認定の社会通信教育

実施主体：
学校、一般社団法人、一般財団法人、
営利法人、個人等

社会通信教育について

- 1 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

令和7年3月現在、実施団体数は24団体、105課程である。

- 2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。

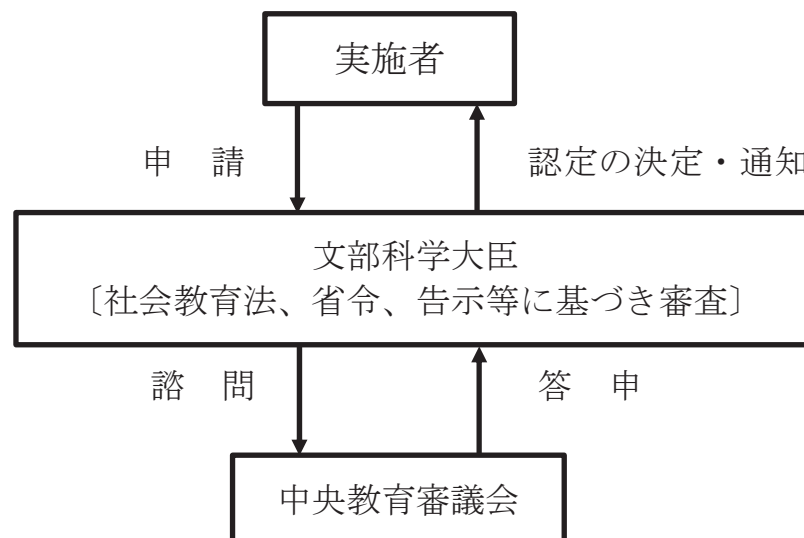
- 3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。廃止又は条件変更の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区 分	実施団体数	課程数	年間受講者数
事務系課程	8	36	28千人
技術系課程	5	29	5千人
生活技術・教養系課程	11	40	11千人
計	24	105	44千人

※実施団体数及び課程数は令和7年3月現在。受講者数は令和6年(1月～12月)の数。

- 4 社会通信教育の認定等の手続



文部科学省認定社会通信教育一覧（１０５課程）

令和６年５月現在

	団 体 名		認 定 課 程 数 及 び 課 程 名	
事務系 ／ 36 課程	1	（一財）日本通信教育学園	3	法律講座民法課程、日商簿記検定講座（３級コース、２級コース）
	2	（一財）実務教育研究所	5	現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース 編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3	（一社）日本マネジメントスクール	3	ミドル・マネジメント・コース（基礎課程、実践編）、フォアマン・コース
	4	（学）川口学園	2	早稲田速記講座（速習課程、専門課程）
	5	（一社）公開経営指導協会	1	POP広告実技講座
	6	（学）産業能率大学	18	漢字能力検定２級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、 生産管理者講座、生産経営者講座、実践リーダーシップ講座、幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講 座、ザ・仕事エキスパート講座、ザ・仕事プロ講座、メンバーが活きる教え方・育て方講座、新・き れいに書けるボールペン字入門講座、企画・プレゼン力を強化する講座、問題発見・解決力を伸ばす 講座、聞く力を磨く講座、整理・整頓力を磨く講座、 情報分析力を鍛える講座、話す力を磨く講座
	7	（一財） 日本経営教育センター	3	社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
	8	（一財）社会通信教育協会	1	生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修
技術系 ／ 29 課程	9	（国大）秋田大学理工学部	8	秋田大学理工学部通信教育講座（地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース 電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、 材料工学専門コース）
	10	（公財）国際文化カレッジ	12	自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカメラ技法、 庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講座、美術品鑑賞・鑑定 入門講座、庭師入門講座
	11	（一財） 中央工学校生涯学習センター	6	機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講座、 宅地建物取引士講座、漢字検定ゼミナール
	12	（一財）日本規格協会	2	通信講座による品質管理入門コース、通信講座による品質管理中級コース
	13	（一財）日本園芸協会	1	ローズ・ガーデン講座
生活・ 技術 ・ 教養系 ／ 40 課程	14	（学）香川栄養学園	6	栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座（専門職業コース、専門料理コース、治療食コース）、 女子栄養大学ヘルシー食事学、食と健康
	15	（学）文化学園文化服装学院 生涯学習部	2	文化服装通信講座（服装一般）、ファッション画講座上級コース（ファッション・デザイン画編）
	16	（学）大志学園	2	きもの通信教育講座（一般コース、上級コース）
	17	（学）清水学園・専門学校清 水とき・きものアカデミア	1	現代きもの講座
	18	（公財）日本英語検定協会	8	実用英語講座（１級、準１級、２級、準２級、３級、４級）、新YOU CAN英語講座、 日常オフィス英語講座
	19	（公財）日本書道教育学会	5	書道基礎科講座、書道専攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
	20	（公財）日本音楽教育文化振 興会	4	音楽講座（音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース）
	21	（学）NHK学園	6	漢詩講座（風雅をよむ、自然をよむ）、古文書を読む・基礎コース、俳句入門、短歌入門、川柳実作
	22	（公財）日本習字教育財団	4	書写技能基礎講座（楷書編、行書編）、書道臨書講座（【楷書Ⅰ】、【楷書Ⅱ】）
	23	（公社）色彩検定協会	1	たのしく学ぶ色彩講座ー初級コースー
	24	（一社）クラフトバンドエコ ロジー協会	1	クラフトバンド実技講座

【参考】

○ 中央教育審議会令（抄）（平成十二年六月七政令第二百八十号）

（分科会）

第五条 15 略

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 中央教育審議会運営規則（抄）（平成二九年三月六日中央教育審議会決定）

（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
以下略	